

第 3 1 回宮城県地方港湾審議会議事録

日時 平成 2 1 年 1 0 月 9 日 (金)
午後 2 時
場所 宮城県行政庁舎 9 階
第一会議室

第31回宮城県地方港湾審議会議事録

1 開催年月日及び場所

平成21年10月9日(金)午後2時から3時まで
宮城県行政庁舎9階 第一会議室

2 出席者の職名及び氏名

- | | |
|--|--------|
| ・東北大学名誉教授 | 須田 熙 |
| ・政策研究大学院大学客員教授 | 稲村 肇 |
| ・東北大学大学院教授 | 田中 仁 |
| ・東北大学大学院教授 | 西村 修 |
| ・宮城大学教授 | 宮原 育子 |
| ・社団法人 日本船主協会港湾物流専門委員会委員 | 湊 哲哉 |
| ・東北内航海運組合 理事長 | 湯村 健介 |
| ・東北旅客船協会専務理事
(会長 佐藤 昭夫 代理) | 小森 静雄 |
| ・東北港運協会 副会長 | 佐藤 勲 |
| ・仙台湾水先区水先人会 会長 | 長橋 省三 |
| ・全日本海員組合東北地方支部支部長 | 菅原 知巳 |
| ・仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課長
(仙台市長 奥山 恵美子 代理) | 佐藤 良一 |
| ・石巻市建設部河川港湾対策室長
(石巻市長 亀山 紘 代理) | 高田 浩穂 |
| ・塩竈市長 | 佐藤 昭 |
| ・気仙沼市建設部長
(気仙沼市長 鈴木 昇 代理) | 梅津 覚太郎 |
| ・女川町長 | 安住 宣孝 |
| ・財務省横浜税関仙台塩釜税関支署長
(横浜税関長 丸山 純一 代理) | 坂本 智臣 |
| ・経済産業省東北経済産業局産業部産業振興課長
(東北経済産業局長 数井 寛 代理) | 太田 裕子 |
| ・国土交通省東北運輸局 交通環境部長
(東北運輸局長 木場 宣行 代理) | 池田 陽彦 |
| ・国土交通省東北地方整備局 港湾空港部長 | 山本 浩 |

(東北地方整備局長 青山俊行 代理)

- | | |
|----------------|-------|
| ・海上保安庁宮城海上保安部長 | 山川孝之 |
| ・宮城県議会議員 | 柏佑整 |
| ・宮城県議会議員 | 石川光次郎 |
| ・宮城県土木部建設交通局長 | 奥谷文 |

3 議題

(1) 報告

第30回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

(2) 審議

イ 議案第1号 石巻港港湾計画の一部変更について

ロ 議案第2号 臨港地区の指定・変更について

4 審議経過の概要

(1) 開会

審議会を公開とすることについて事務局から確認がなされた。

(傍聴希望者及び報道機関の出席なし)

(2) 挨拶

宮城県土木部奥谷建設交通局長から、今回の審議会の概要説明を含めて挨拶があった。

(3) 会議成立の確認

事務局から、委員総数26名中出席24名、うち本人出席16名、代理出席8名で過半数の定足数に達しており、宮城県地方港湾審議会条例第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることが報告された。

(4) 会長職務代理者の指名

宮城県地方港湾審議会条例第6条第3項の規定により、宮城県土木部建設交通局長奥谷委員が会長職務代理者に指名された。

(5) 幹事会議長の指名報告

宮城県地方港湾審議会運営規則第6条第3項の規定により、幹事会の開催に先立って、宮城県土木部次長渥美幹事が幹事会議長に指名されたことが報告された。

(6) 議長選出

宮城県地方港湾審議会条例第7条第1項の規定により、須田会長が議長となった。

(7) 議事録署名人の指名

仙台湾水先区水先人会会長の長橋委員、塩竈市長の佐藤委員が指名された。

(8) 議事

イ 報告

第30回宮城県地方港湾審議会議案の処理について

事務局から、第30回宮城県地方港湾審議会議案の内容及びその後の経過等が報告された。

(質疑なし)

□ 審議

(イ) 議案第1号 石巻港湾計画の一部変更について

事務局から、議案第1号石巻港湾計画の一部変更について、議案書、資料により説明がなされた。

<議長 須田会長>

あわせて、平成21年10月2日に開催された第37回幹事会での議案第1号の審議結果について、幹事会の議長を務めた渥美幹事から御報告をお願いします。

<渥美幹事>

第37回幹事会におきまして、本議案について審議を行いましたところ、原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告申し上げます。

<議長 須田会長>

議案第1号につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

<稲村委員>

今の説明で非常によく分かったんですけども、ただ、ここに書いてある変更理由は、長周期波のことしか書いていないですよ。これだけだと中央審にいったとき、前は長周期波で閉めておいて今後はまた長周期波で開くというのは理由として変ではないかと。ただ、そのほか、今言われたことは非常によく理解できるし、この計画自体はよいと思います。ただ、これだけの理由だと、前回と説明が合わない。本当に長周期波だけであれば閉じたほうがいいに決まっているわけでございます。もちろん開いても問題がないという理由はよく分かりましたけれども、このへんは、中央審でどのような説明をされるのでしょうか。

<議長 須田会長>

では、事務局の方からお答え願います。

<事務局>

基本的には、今話したのが現実的な理由なのでございますけれども、やはり長周期波

の解析及び観測等がある程度精度があがってきて色々なことが見えてまいりましたので、事務局としては、今先生がおっしゃったとおり長周期波で閉めて長周期波で開くのかという議論はございますけれども、国の方としては十分通用すると考え、本日このような理由にさせていただいております。

<議長 須田会長>

他にございませんか。

<青山委員代理>

おっしゃるとおりではありますけれども、一応本省と内々に今調整させてもらっています。かなり技術的な進歩がある中で、将来の整備計画等を考え、また地元の漁協への対応等を考えましてもこの方が効率的だろうと考えております。

<稲村委員>

ここを開けるとですね、先ほど流れの話がありましたけれども、海水護岸、そういった港内の水質等の改善にもものすごく寄与すると思います。また、今おっしゃったような理由以外にも、荒天時の避難船舶の泊地が広がる等ですね、様々な理由があると思うんですね。だからその辺をしっかりと検討して、これがうまく進むように是非お願いしたいと思います。

<議長 須田会長>

ありがとうございました。それでは、稲村先生の御意見を十分御検討のうえ、進めていただきたいと思います。

<亀山委員代理>

まず、石巻港の整備・利用にあたりまして、皆様の御理解御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。今回の計画の一番の柱でございます閉めていたものを開くということでございますけれども、稲村先生からの御指摘もありましたが、地元としましては、石巻港整備・利用促進期成同盟会というものを構成して、整備・利用について中央に要望なり活動をしているのでございますけれども、その同盟会の一番の要望としましては、やはり港内静穏度の向上というものでして、今まで整備着手が難しかったという北上川のところの防波堤の整備や今回の一部変更の計画に進み計画がつながるといことは、地元としては大いに賛成すべきことだと考えております。また、今回の一部変更が埠頭用地や工業用地の将来の有効利用につながるといことは、とてもよい変更だと考えております。

また、石巻は港の振興というのを大きな旗印として今年からがんばっているのをご

いますけれども、この振興に係る市民の港の理解というのがより重要なことと考えています。先ほど説明にあったように石巻港は工業港ということで、市民の理解がなかなか進まないということもあって、その一つとして、港湾計画が専門性のある分野ということがございますので、今回の変更の世の中に対する周知やPRをより分かりやすくという点も是非あわせて考えていただければというのが、市長の意見ということもございまして、よろしく願いいたします。

<議長 須田会長>

ありがとうございました。それでは、事務局の方で色々な御意見を参考になされてPRの場を設けてください。

そのほか質問等ございますでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては、原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

<議長 須田会長>

御異議がないようですので、原案のとおり適当であるとして、答申することにいたします。

(口) 議案第2号 臨港地区の指定・変更変更について

事務局から、議案第2号 臨港地区の指定・変更について、議案書、資料により説明がなされた。

<議長 須田会長>

議案第2号につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

<渥美幹事>

本議案につきましては、第1号議案と同様に第37回幹事会におきまして審議を行っておりますので、その報告をさせていただきます。10月2日の幹事会におきまして、審議を行いましたところ、原案のとおり適当であるとの結論に達しましたことを御報告いたします。

(質疑なし)

<議長 須田会長>

御意見，御質問がないようですので，お諮りしたいと思います。議案第2号につきましては，原案のとおり適当であると宮城県知事あて答申することにしたと思いますが，いかがでしょうか。

（異議なしの声）

<議長 須田会長>

御異議がないようですので，原案のとおり適当であるとして，答申することにいたします。

<議長 須田会長>

本日の報告事項，審議事項以外で御意見，御質問等ございましたら，御発言をお願いします。

<佐藤（勲）委員>

今までの審議とは関係ないのでございますが，資料1の一番最後のページに石巻港の港湾計画図が載っています。この中に旧貯木場の中を分割して，おそらく小型艇，プレジャーボートのことなのだろうと思うのですが，これも今回の審議の中で了承されたものとして進めるのかどうか。私どもとしましては，商船と小型艇との安全の確保の問題，あるいは，貯木場の地先水面の調整の問題等の課題が残っていると思っているのですが，それがこの計画の中でこれで承認された進むのか進まないのかをお伺いしたいと思います。

<議長 須田会長>

それでは，事務局から回答願います。

<事務局>

この貯木場部分については，平成17年に改訂した港湾計画によりこのような形にしてございます。今回は，この部分については，変更はございません。それから，以前お話いただいた安全の話については，現実的な対応として今後考えていきたいと考えております。この計画自体は平成17年のものでございます。

<佐藤（勲）委員>

今回変更にはなっていないということでしょうか。

<事務局>

変更にはなっていないということです。

<議長 須田会長>

それでは、以上をもちまして本日の議事的一切を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

<事務局>

これをもちまして、第30回宮城県地方港湾審議会を終了させていただきます。委員の皆様方にはお忙しい中御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

5 議決内容

議案第1号及び議案第2号について異議なく承認された。

宮城県地方港湾審議会運営規則第5条の規定による議事録として適当であることを認め、署名押印する。

第31回宮城県地方港湾審議会

議事録署名人
